

【第13回市老連事業改革部報告】

尾西庁舎5F

※ 令和3年 10/29(金) 役員会=9:00~10:00 理事会=10:00~ 事業改革部

1) 連区事業報告 小信中島連区=足立理事 三条連区=浅井理事 (入会お誘いQ&A)

2) 令和3年市老連意見交換会まとめ報告について

①活動期間=令和2年2/1~令和3年11/11 対象連区=22連区 395単位 出席者=750名

②目標 ※会員減少の歯止めをかける。

※会員数=26,000名以上

単位クラブ=430クラブ以上

3) 意見交換会で出された意見のまとめについて

①市高年福祉課=22件 市老連=6件 計28件 10/30現在

②理事会報告=令和2年=9/25 10/30 11/18 令和3年=2/26 3/26 随時連区報告

③令和3年度市老連会員数活動結果について 【別紙】

※会員数=23,584名以上 ▼2,793名 単位クラブ=395クラブ ▼35クラブ

4) 連区会員募集活動の状況について

①神山 葉栗連区募集活動アンケート集約

神山連区理事会に報告済

②三条連区【入会お誘いQ&A】

③連区での会員募集活動の議論始まる

5) 令和4年度市高年福祉課への要望について

①市補助金(72円/人)娯楽委託費増額(98,000円)将棋 囲碁 演芸発表会=参加者非会員80%

②提出書類の簡素化(予算 決算対象外)

③補助対象クラブ=30人以上 見直し要望

6) 一宮市老人クラブ連合会協力店募集活動について

PTメンバー-市老連=委員長 平子会長 服部副会長 中村事務局長 市高年福祉課2名

※具体的活動計画の作成 (緊急事態宣言10月1日~解除 活動スタート)

7) 市高年福祉課主催=令和3年度 年度中間報告事前打ち合わせについて

説明会=11/1(月)~11/25(木)22連区 単位クラブ長 会計 中間報告書 領収書持参

8) 市老連意見交換会日程について

開明連区= 11/1(月)10:00~ 丹陽連区=11/5(金)13:30~ 萩原連区=11/8(土)9:00~

木曾川連区=11/11(木)13:30~

1) 【市老連意見交換会活動のまとめについて】

令和3年10月 市老連事業改革部

- ①活動期間 令和2年2/1～令和3年10/30 22連区 395単位クラブ 出席者＝750名
- ②目標 会員減少の歯止めをかける。会員数＝26,000名以上 単位クラブ＝430以上
- ③実績

会員数＝23,584名	▽2793	単位クラブ＝395クラブ	▽35
-------------	-------	--------------	-----
- ④高年福祉課 市老連に提案された意見の回答について
 市高年福祉課22件 市老連6件＝28件 【領収書の受領説明実施】
 理事会報告 令和2年＝9/25 10/30 11/18 令和3年＝2/26 3/26 随時連区報告

2) 市高年福祉課への要望について

- ①補助金(72円/人)委託費増額(98,000円) ③書類の簡素化(予算 決算補助対象外)
- ②補助対象クラブ＝30人以上 見直し要望 令和3年解散クラブ＝▽8クラブ (▽257名)

3) 【令和3年度会員募集活動結果について】

(令和3年9/30現在) (%小数点切り捨)

連区名	令和2年会員数	令和3年会員数	会員減少数	会員減少率	単位クラブ減
開明	651	644	△ 7	1%	11(11)
萩原	1,457	1,417	△ 40	2%	25(25)
西成	3,073	2,938	△ 135	4%	42(43)
宮西	401	384	△ 17	4%	8(8)
北方	874	823	△ 51	5%	13(14)
大志	444	421	△ 23	5%	8(8)
葉栗	2,266	2,124	△ 142	6%	36(36)
富士	1,017	950	△ 67	6%	13(14)
貴船	1,323	1,226	△ 97	7%	19(20)
小信中島	923	857	△ 66	7%	17(17)
大和	2,410	2,232	△ 178	7%	44(46)
大徳	300	279	△ 21	7%	6(6)
神山	973	886	△ 87	8%	14(15)
浅井	1,313	1,177	△ 136	10%	15(17)
向山	910	810	△ 100	10%	15(16)
奥	1,820	1,547	△ 273	15%	19(22)
丹陽	961	796	△ 165	17%	13(17)
木曾川	780	632	△ 148	18%	11(13)
千秋	1,489	1,197	△ 292	19%	25(28)
三条	760	604	△ 156	20%	12(14)
今伊勢	1,263	973	△ 290	22%	16(20)
朝日	969	667	△ 302	31%	13(20)
合計	26,377	23,584	△2,793	10%	395(430)

浅井町長寿会

◎組 織

会 長	1名	(毎年改選)
副会長	2名	
女性部長	1名	
副女性部長	1名	
顧 問	1名 (前年度会長)	
監 事	1名	
会 計	1名	
書 記	1名	
委 員	若干名 (単位クラブ長)	
女性部委員	若干名 (単位クラブの女性部員代表)	

クラブ数	15	会 員 数	1, 177名
------	----	-------	---------

(令和3年4月1日現在)

町内会 22

◎令和3年度事業実施計画

月	実 施 予 定 事 業	
4~3	役員会	毎月1回第1木曜日 (役員9名)
	定例会	毎月1回第2木曜日 (単位クラブ長15名・女性部委員10名)
5	定例会兼*研修旅行	コロナウイルスの感染拡大により研修旅行は中止
6	資源回収	売上還元金は浅井町長寿会へ入金
8	慰霊碑清掃	役員による慰霊碑周辺の除草・清掃
8~11	*シルバー教養講座	連区にて開催される講座に協力
10	*ことぶき作品展	一宮市にて開催される展示会に協力
	*清掃活動	連区にて開催される「ピカピカ大作戦」に協力して清掃活動
11	文化祭	連区にて開催される「文化祭」の長寿会ブースに出品
	*歩け大会	連区にて開催される「あざいさわやかウォーク」に参加
	*三世代交流	三世代交流ニュースポーツ大会を開催
12	GG大会	連区にて開催される「三世代交流GG大会」に協賛
	友愛訪問	市老連より配布される記念品を対象者に配布
1	新年懇親会	連区の各種団体代表者と長寿会委員との懇親会
2	新役員を選出	次年度の役員を選出
3	総 会	令和3年度の「事業報告」「収支決算」の承認

* 印事業はコロナウイルス感染拡大により中止となりました。

令和3年8月27日

一宮市老人クラブ連合会副会長
池戸 清 様

一宮市高年福祉課長

老人クラブ活動に関するご質問について（回答）

平素は、福祉行政各般にわたり、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先般池戸様よりいただきました老人クラブ活動に関するご質問について、下記のとおり回答をさせていただきます。

記

《質問①》 ネット購入時の領収書について

ネットで物品を購入する際、個人名で購入することになるが、領収書はどうすればよいか。

《回答①》

老人クラブ宛での領収書を受領できず、会員名義でしか領収書を受領できない場合は、老人クラブ宛の領収書が徴収困難である旨の記載と、クラブ長の署名（クラブ名及びクラブ長名）によって支出と認めます。

《質問②》

コンビニ等で受領する宛名を記載するところのない領収書はどうすればよいか。

《回答②》

補助対象と認めるには、原則、老人クラブ名の宛名が記載され

ている領収書が必要です。宛名を記載するところがない領収書については、領収書の余白に老人クラブ名を記載してください。

やむをえずレシートでの受領となった場合は、完了報告書に添付の際に、領収書の徴収が困難である旨の記載と、クラブ長の署名（クラブ名及びクラブ長名）が必要です。

《質問③》 予算額調・決算額調について

予算額調・決算額調について、なぜ補助金に関わらない部分の歳入（会費・その他収入・前年度繰越金）や歳出（その他歳出・次年度繰越金）を報告しなければならないのか。受けた補助金をどう使ったのかさえ報告すれば問題ないのではないか。補助金に関わらない部分については報告しなくても済むように書式を簡素化してほしい。

《回答③》

「一宮市補助金等交付規則」第4条と第11条それぞれに、一宮市から補助金の交付を受けようとする者は、補助金を申請する時および補助事業が完了した時に、事業予算額調および事業決算額調を提出しなければならないと規定されています。その理由としては、同規則第5条、第12条にあるように、市補助金の適切な交付をするために老人クラブの詳しい事業内容を調査する必要があるためです。

予算額調・決算額調の歳入（会費・その他収入・前年度繰越金）や歳出（その他歳出・次年度繰越金）についても、その老人クラブの実態を調査するために必要な部分でありますので、報告のご協力をお願いします。

書式の簡素化につきましては、随時見直しを行ってまいります。

《質問④》 食糧費について

役員会等は年度に何回も行っているが、その都度購入した食料について

補助対象の食糧費として計上していいのか。

《回答④》

会議等の開催に伴う茶菓子代又はやむを得ない場合の食事代は、会議1回につき1人当たり1,000円＋消費税分まで認めることができます。

そのため、会議の都度、茶菓子代や食事代を補助対象の食糧費として計上することは可能です。

《質問⑤》 友愛活動における慰問品の単価について

友愛活動における慰問品について、単価の基準はあるのか。ない場合は基準を定めてほしい。

《回答⑤》

単位老人クラブが行う友愛活動については、現在単価の基準はございません。しかし、市の委託事業である友愛訪問活動の委託金額は、訪問対象者1人あたり300円としています。友愛活動の目的は近隣のねたきり高齢者等を訪問し、話し相手になる等の活動等としていることから、過度に高価な慰問品にする必要はないと考えています。

また、慰問品における単価の基準については、今後、基準の設定可否を含めて検討いたします。

《質問⑥》 老人クラブの活動について

各事業少なくとも年度に1回実施し、少なくとも1回は2人以上での活動参加が必要だとされているが、具体的に教えてほしい。

《回答⑥》

老人クラブの補助対象事業は6種類（①友愛活動、②生活支援活動、③清掃・奉仕・環境活動、④文化・学習サークル活動、⑤スポーツサークル活動、⑥安全活動）あり、事業費補助金は年度で補助の対象となる事業を何種類行うかで算出します。各事業を

行ったと認めるためには、各事業を少なくとも年度に1回、2人以上で行う必要があります。

なお、事業費補助金は補助対象事業を6種類実施する場合にあっては4,000円に、4種類又は5種類実施する場合にあっては3,700円に、活動月数を乗じて得た額としています。そのため、事業費補助金を全額お支払いするためには、毎月1回は6種類の補助対象事業又は老人クラブ運営活動を行う必要があります。

例えば、4月から9月までは毎月老人クラブ運営活動を行い、10月に友愛活動、11月に生活支援活動、12月に清掃・奉仕・環境活動、1月に文化・学習サークル活動、2月にスポーツサークル活動、3月に安全活動を各事業2人以上で行った場合、6種類の事業を行ったものとして事業費補助金を全額認めることができます。

お問い合わせ先

一宮市役所高年福祉課在宅福祉グループ

担当 笠井

電話 28-9021 (直通)